

平成 30 年 3 月 13 日

建築物の解体等工事に係る石綿（アスベスト）対策の 徹底について（受注者向け）

（くらし・環境部環境局生活環境課）

石綿（アスベスト）は昭和 30 年頃から建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきましたが、石綿のばく露による重篤な健康被害が社会問題となり、現在では、石綿を使用した製品の製造等が原則として禁止されるとともに、石綿を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止、環境中への飛散防止対策が図られています。

つきましては、建築物の解体、改造又は補修工事を行う際には、下記の内容について留意するようお願いいたします。

記

1 大気汚染防止法の遵守について

大気汚染防止法（以下「法」という。）においては、石綿飛散防止のため、建築物の解体、改造、補修等を実施する際は、受注者に事前調査により特定建築材料の有無を把握した上で発注者へ事前調査の結果の説明が義務付けられています。

また、事前調査の結果、特定建築材料が使用されている場合は、施工者に作業基準の遵守が義務付けられています。

ついては、法令上、受注者・施工者に義務付けられている以下の事項を遵守するようお願いいたします。

大気汚染防止法の義務（受注者・施工者）

- ・ 事前調査による特定建築材料の有無を把握（法第18条の17第1項）
- ・ 発注者への事前調査結果の説明（法第18条の17第1項）
- ・ 事前調査結果の掲示（法第18条の17第4項）
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施における作業基準の遵守（法第18条の18）

2 事前調査の実施者及び実施方法について

(1) 事前調査の実施者について

過去の不適切な事案において、受注者に石綿含有建材に関する知識が不足していることが原因で特定建築材料の見落としのあった例が確認されています。

事前調査については、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者に実施させるようお願いいたします。

石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者

- ・「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年国土交通省告示第748号）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者
- ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第48条の2第1項から第3項に定める石綿作業主任者技能講習の修了者であって石綿等の除去等の作業の経験を有する者
- ・一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者 など

(2) 事前調査の実施方法

事前調査の実施方法については、調査漏れがないよう設計図書等の確認に加え、必ず目視調査を実施し、必要に応じて建材の分析調査を行うようお願いいたします。

また、目視調査の際には、建築物の一部のみ調査したが、その他の箇所から石綿含有建材が発見された事案や、外側からの目視では確認できない箇所に石綿含有建材が存在した例なども確認されているため、注意して実施して下さい。

3 工事関係者間の情報共有について

過去の不適切な事案において、事前調査結果が判明する前に下請業者が作業を開始してしまった事案や、事前調査で把握した石綿含有建材の情報が下請業者に伝えられなかったことにより発生した事案、現場作業員への周知が不足していたため発生した事案等が確認されています。また、工事開始前の発注者と元請業者の打合せが不十分であったため、元請業者が工事指図書の内容変更を認識せずに工事を開始した例も確認されています。

については、石綿含有建材の存在やその取扱いに関する情報が工事関係者間で十分に共有されるようお願いいたします。

4 事案発生時の解体工事業者からの連絡について

これまで、都道府県等が不適切な事案を認知した経緯としては、施工者等から自主的に報告された例が最も多いが、この中には、施工者による把握から行政への報告までに1か月程度かかり、その間、適切な石綿飛散防止措置がなされていなかった例が確認されています。

については、解体等工事中に新たな特定建築材料を発見した場合には、速やかに大気汚染防止法所管課に連絡をお願いいたします。